

A I デマンド型配車予約システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

A I デマンド型配車予約システム導入業務委託に係る手続等について、関係法令に定めのあるもののほか、この説明書によるものとする。

1 目的

本事業は、住民の生活を支える公共交通網をより効率的かつ効果的に運用し、利便性と持続性を確保していくため、A I を活用したデマンド配車予約システムの導入を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

A I デマンド型配車予約システム導入業務委託

(2) 業務の内容

別紙「A I デマンド型配車予約システム導入業務委託仕様書」のとおり。

※ 契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

ア システムの初期構築及びセットアップ 契約締結日から令和6年11月30日まで

イ システムの利用 令和6年12月2日から令和7年1月31日まで

(4) 提案上限額

7, 722, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額は業務内容の規模を示すためのものであり、見積書に記載する金額は、上記提案限度額を超えてはならない。

(5) 担当部署

赤磐市総合政策部政策推進課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

TEL: 086-955-2692 FAX: 086-955-1261

E-mail: kikaku@city.akaiwa.lg.jp

3 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和6年7月26日（金）
質問受付期限	令和6年8月5日（月）17時まで
質問回答期限	令和6年8月8日（木）
参加意向申出書期限	令和6年8月5日（月）17時まで
企画提案書提出期限	令和6年8月20日（火）17時まで

審査（プレゼンテーション）	令和6年8月23日（金）
選考結果通知	令和6年8月26日（月） 予定

4 参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （3）赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- （5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （6）国税及び岡山県税、赤磐市税を完納している者であること。
- （7）過去3年間（令和3年度～令和5年度）日本国内において、地方公共団体から同種業務を受注した実績があること。

5 参加申込手続き

参加を希望する事業者は、企画提案書等の提出期限内に、次に掲げる書類を提出すること。

- （1）提出書類（任意様式はA4版で作成すること。）

ア 提案参加申込書（様式第1号）

イ （代理人を定める場合）委任状（様式第2号）

ウ 会社概要

会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可

エ 業務実績調書（様式第3号）

オ 誓約書（様式第4号）

カ 法人登記簿謄本

法務局で発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」でも可能とする。

キ 決算書又は財務諸表

直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ク 使用印鑑届出書（様式第5号）

ケ 印鑑証明書（法人代表者印）

コ 未納がないことを証明する書類

直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、（契約先の所在地が岡山県の場合は）岡山県民税（賦課する全ての税目）、（契約先の所在地が赤磐市の場合は）赤磐市税（全ての税

目)の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合は、その全ての税目についても納税証明書等を提出すること。

※ オ～コについては、令和5年度赤磐市入札参加資格名簿に記載されている者は提出不要です。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和6年7月26日(金)から令和6年8月5日(月)まで

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和6年8月5日(月)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(5) 提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

(6) 参加資格審査結果通知

ア 参加資格審査結果の通知は、令和6年8月6日(火)までに書面にて通知する。

イ 参加資格を有しないことの通知を受けたものは、その通知を受けた日から3日以内(市の休日を除く。)に、公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書(様式第6号)により説明を求めることができる。

ウ イの説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書により回答するものとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「A I デマンド型配車予約システム導入業務委託仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類をA4版で構成し、紙媒体で提出書類ア～クの順序でインデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることが出来れば可とする。

ア 企画提案書(表紙)

イ 企画提案

システム構築や利用促進の取組み等の工程表、システムの有する機能、利用促進の支援等を具体的に提案すること。

ウ 見積書

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、履行期間終了後5年間の総運用経費についての参考見積書も同様に提出すること。ただし、受託候補者として本業務の委託契約を締結しても、5年間の運用についての契約を保証するものではない。

エ 業務実績調書(様式第3号)

- オ 業務実施体制表（様式第 7 号）
- カ 予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式第 8 号）
- キ 法人概要が分かる資料
- ク その他補足資料

（2）提出部数

10 部

（3）提出期限

令和 6 年 8 月 20 日（火）まで

（4）提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 5 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（5）提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

（6）その他

参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

7 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者 1 者を選定する。なお、選定結果については、各提案者に通知する。

（1）プレゼンテーション実施予定日

令和 6 年 8 月 23 日（金） ※ 詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

（2）プレゼンテーションの実施場所

赤磐市役所 3 階第 1 会議室

（3）プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて 3 名以内で行うものとする。

ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

エ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

オ プレゼンテーションの時間は 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）以内とする。準備、片付けの時間は別途各 5 分とする。

カ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

項番	審査項目	評価内容	確認内容	配点
1	実績	同種業務の実績に基づく知識や経験を本業務に活用できるか。	実績に基づく知識や経験を活用した提案内容となっているか。	10
2	実施体制	本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。	同種業務の経験がある担当者、技術者が配置されているか。運行業務や利用促進に対する支援の担当者が配置されているか。 令和6年12月2日からシステムの運用が可能な配置となっているか。	10
3	工程	業務工程、スケジュールについて、適切な期間となっているか。	システムを運用開始するうえで事前に運行事業者への説明のタイミング、利用拡大への支援のタイミングは効果的か。	10
4	システム要件	システムは仕様を満たした機能を有しているか。	仕様書5システムに関する要件を満たしているか。	15
5	独自提案	利用者、運行事業者及び管理者それぞれの視点からのシステムの利便性、運行効率を高める工夫がされているか。	利便性向上の工夫や仕様より有利だと認められる機能、運用方法等効果的な提案がされているか。 高齢者の外出支援や地域経済の活性化等、間接的な事業効果も見込める提案がされているか。	20
6	拡張性	他交通手段、他システムとの連携の可能性を考慮した拡張性のあるシステムになっているか。	赤磐市内の他地域への拡張が可能か。 公共交通のDX推進の技術を有しているか。	15
7	経済性	システムの運用経費を低減する提案となっているか。	本業務の見積額と5年間の総運用経費の合計が経済的であるか。	10
8	見積	見積提案上限以内である事を前提に費用対効果が認められる価格であるか。	上限額/見積額×独自提案点数/2 10を超える場合は10、小数点以下は四捨五入。	10

合 計	100
-----	-----

(5) 審査結果

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

8 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月5日（月）まで

(2) 受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第9号）に記入の上、令和6年8月5日（月）午後5時までに電子メールにて赤磐市総合政策部政策推進課へ下記メールアドレス宛に提出すること。

※ 電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

※ 受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 提出先

赤磐市総合政策部政策推進課

メールアドレス：kikaku@city.akaiwa.lg.jp

(4) 回答

公平性を保つため、令和6年8月8日（木）までに質問内容及び回答内容の全てを赤磐市ホームページで公表する。

なお、質問者名は非公表とし、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

9 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を令和6年8月20日（火）午後5時までに提出すること。なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な扱いをするものではない。

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和6年8月20日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所

赤磐市総合政策部政策推進課

10 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

1 1 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務の委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。(契約額の10/100以上)

- (4) 本プロポーザルは、総合計画策定支援業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 2 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）

に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

(11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。